

筑前町学童保育所入所審査基準表

令和 年 月 日

児童名・学年	・ 学年
--------	------

●基準指数(保護者の状況)				保護者①	保護者②	
居宅外就労 (月64h以上)	(1)外勤(テレワーク含む) (2)自営(居宅外) (日中居宅外で労働に従事している者)	月20日以上勤務	1日のうち8時間以上勤務(9:00-17:00)	10	10	
			1日のうち5時間以上8時間未満勤務	9	9	
			1日のうち5時間未満勤務	8	8	
		月15日以上20日未満勤務	1日のうち8時間以上勤務	9	9	
			1日のうち5時間以上8時間未満勤務	8	8	
			1日のうち5時間未満勤務	7	7	
		月15日未満勤務	6	6		
手伝い等で給与が出ない場合		上記の点数より-2				
居宅内就労 (月64h以上)	(1)自営(居宅内)	中心者(自ら営業を行う者)	1日のうち8時間以上勤務	10	10	
			1日のうち5時間以上8時間未満勤務	9	9	
			1日のうち5時間未満勤務	8	8	
		協力者(中心者の補助を業務とするもの)	1日のうち8時間以上勤務	8	8	
			1日のうち5時間以上8時間未満勤務	7	7	
			1日のうち5時間未満勤務	6	6	
		手伝い等で給与が出ない場合		上記の点数より-2		
	(2)居宅内勤務(内職)等	1日のうち8時間以上勤務		8	8	
		1日のうち5時間以上8時間未満勤務		7	7	
		1日のうち5時間未満勤務		6	6	
病気療養	入院中		10	10		
	通院中(月15日以上)		8	8		
	主に自宅療養中(通院中(月15日未満)含む)		6	6		
障がい等	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級		10	10		
	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級		8	8		
出産	産前8週の日の属する月の初日～産後8週の日の属する月の末日		7	7		
介護	入院・通院・通所等の介護従事時間		月20日以上、かつ、1日8時間以上	10	10	
	入院・通院・通所等の介護従事時間		月15日以上、かつ、1日5時間以上	8	8	
	入院・通院・通所等の介護従事時間		上記未満	6	6	
求職中	求職活動(技能取得のための講習等(月64時間未満)含む)		2	2		
就学	月20日以上就学	1日のうち8時間以上就学(9:00-17:00)		10	10	
		1日のうち5時間以上8時間未満就学		9	9	
		1日のうち5時間未満就学		8	8	
基準指数						

●調整指数				
適用		条 件		
新学年	ア	第1学年		5
	イ	第2学年		4
	ウ	第3学年		1
	エ	第4学年		-1
	オ	第5学年		-2
	カ	第6学年		-3
保護者の勤務終了時刻	午後4時よりも早い場合			-2
ひとり親世帯				4
児童の障がい				4
その他		加算調整事項()		
調整指数合計				

入所指数合計	保護者のどちらか基準指数の低い指数+調整指数＝入所指数	
--------	-----------------------------	--